

平成31年度 田口福寿会奨学金 募集・推薦要項

本年度の募集は終了いたしました。

1 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 平成30年4月時点で岐阜県内の公立高等学校の3年生である者
- (2) 平成31年4月に国内の国立または公立の大学に進学を希望している者
- (3) 学業・人物ともに優れ、心身ともに健康であること
- (4) 母子家庭・父子家庭等のため、学費の支弁が困難であること
- (5) 平成31年4月以降、他の給付型の奨学金（日本学生支援機構からの奨学金及び大学の授業料減免等の学内奨学金その他当財団会長の指定するものを除く。）の支給を受けない者
- (6) 在籍する高等学校長の推薦をうけることができる者

2 進学大学について

- (1) 対象は国内の国立または公立の大学とする。
- (2) 申請書の提出時点において進学志望大学は3校まで記載を認めるが、奨学生内定後の変更は原則として認めない。但し、特別の事情がある場合、内定者の申請により当財団の事業助成委員会における審査を経て会長が変更を認める場合がある。

3 推薦高校と採用人数

当財団が指定する県内の高等学校10校（別表）から推薦を募り、書類選考により18名程度を採用する。

4 奨学金支給内容等

- (1) 入学一時金30万円を、大学入学後4月末までに支給する。
- (2) 月額奨学金5万円を、正規の最短就学期間（4年間。医学部等は6年間）支給する。
支給時期は、4月から6月までの分を4月末までに、7月から9月までの分を7月末までに、10月から12月までの分を10月末までに、1月から3月までの分を1月末までに、それぞれ支給する。
- (3) 奨学金は、「9 奨学金の停止または廃止」に定める奨学金の支給廃止の場合を除き返還することを要しない。

5 応募・推薦方法

- (1) 奨学金の支給を受けようとする者は、「田口福寿会奨学金支給申請書」を在籍する高等学校を通じて会長に提出する。
- (2) 在籍高等学校の長は、応募資格に該当する者の中から、当財団の依頼人数に応じ、推薦書を提出する。

6 応募・推薦書類

- (1) 田口福寿会奨学金支給申請書（別記様式1）
- (2) 在籍高等学校長の推薦書（別記様式2）
- (3) 同一生計となる家族全員の住民票の写し
- (4) 平成29年分の所得証明書

7 応募・推薦書類の提出期限

平成30年8月1日から平成30年10月15日

8 選考及び結果の通知

- (1) 高等学校長から推薦のあった者について、当財団の事業助成委員会における書類選考を経て、理事会において内定者を定める。
- (2) 選考結果については、平成30年11月30日までに、在籍高等学校を通じて通知する。
- (3) 内定者が、平成31年4月に大学入学後、必要書類を提出することにより奨学生として正式採用となる。

9 奨学金の停止または廃止

奨学生が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止または廃止する。

- (1) 休学または長期にわたり欠席する場合
- (2) 留年になった場合
- (3) 退学した場合
- (4) 停学その他の処分を受けた場合
- (5) 学業成績または素行が不良と認められる場合
- (6) 奨学金を必要としない事由が生じた場合
- (7) 提出書類に虚偽があった場合
- (8) その他奨学生として適当でないと認められる場合

10 奨学生の義務

- (1) 毎年度終了後速やかに、学業成績表及び在学証明書並びに近況報告書を提出すること
- (2) 当財団が開催する奨学生ガイダンス及び交流会（旅費支給）に出席すること
- (3) 以下に該当する場合、直ちに書面で届け出ること
 - a) 正規の休暇以外で1か月以上欠席する場合
 - b) 休学、転学、転部、留年または退学となった場合
 - c) 停学その他の処分を受けた場合
 - d) 応募資格（4）の状況に変更があった場合

e) その他提出書類及び届け出事項が変更になった場合

11 応募・推薦書類の提出先

公益財団法人田口福寿会 事務局

〒 503 - 8501 岐阜県大垣市田口町 1 番地 セイノーホールディングス(株)内

TEL 0584 - 82 - 5031

(別表)

岐阜県立岐阜高等学校

〃 岐阜北高等学校

〃 加納高等学校

〃 大垣北高等学校

〃 大垣東高等学校

〃 関高等学校

〃 可児高等学校

〃 多治見北高等学校

〃 恵那高等学校

〃 斐太高等学校